



2026年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社セブン銀行
代表者名 代表取締役社長 松橋 正明
(コード番号：8410 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員企画部長 清水 健
(TEL：03-3211-3041)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月22日開催予定の2026年3月期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 取締役の員数上限の変更

当社経営環境の急速な変化に柔軟に対応し、取締役会の多様性と専門性を継続的に強化できる体制を整えるため、取締役の員数上限を9名から11名に変更することをお願いするものであります。

(2) 優先株式に係る諸規定の追加

当社は2026年度から始まる3か年見通し達成に向けて事業活動を推進しております。成長戦略において将来に向けた積極的投資は必須となりますが、当社は銀行業を行っており、銀行自己資本比率規制にも対応し、資本の健全性を維持していく必要がございます。

このような背景のもと、既存の当社普通株式の株主の皆さまの利益を可能な限り損なわず、中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、新たな種類の株式としての以下の特徴を有する「優先株式」が有用な選択肢であると考えました。

- ・優先株式は銀行自己資本比率規制上の自己資本の算入要件を満たすため、一定の時期の到来を条件として普通株式への強制転換条項を付すこととなりますが、当社が優先株式の株主の皆さまから金銭による取得を可能とする条項も付す予定であり、必ずしも普通株式への強制転換が生じることを前提としておりません。
- ・普通株式への強制転換が生じない限りは、優先株式は株主総会における議決権がなく、議決権の希薄化が生じるものではございません。(株主総会における議決権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質のものではなく、そのような想定もございません。)
- ・普通株式への強制転換が生じない限りは、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われ「非参加型」の種類株式であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は当社普通株式の株主の皆さまのみが有しております。
- ・発行可能株式総数(発行可能な普通株式と優先株式の合計数)の変更を行うものではありません。
- ・優先株式を発行した際には銀行自己資本比率規制上のコア資本が増加するものの、普通株式への強制転換が生じない限りは、普通株式に係るROEやEPS等への影響は限定的です。

つきましては、新たな種類株式である第1回優先株式ないし第5回優先株式の発行に向けて、定款に諸規定の追加等を行うことをお願いするものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月22日

定款変更の効力発生日 2026年6月22日（予定）

以 上

	<p>の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p><u>(非参加条項)</u> <u>第9条の4 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続のなかで行われる会社法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(優先中間配当金)</u> <u>第9条の5 当社は、第47条第2項又は同第3項に基づき3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として中間配当をするときは、当該中間配当に係る期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各優先株式1株につき、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する優先中間配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する優先配当金の額を超えないものとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>(残余財産の分配)</u> <u>第9条の6 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、各優先株式1株につき、各優先株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る優先配当金相当額を加えた額として、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法により算出される額の金銭を支払う。優先株主または優先登録株式質権者に対しては、かかる金銭のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(議決権)</u> <u>第9条の7 優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u> <u>第9条の8 当社は、各優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める期日が到来したときは、法令上可能な範囲で、各優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる各優先株式を取得すると引換えに、次項に定める財産を各優先株主に対して交付するものとする。なお、各優先株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、優先株主から取得すべき当該優先株式を決定する。</u> 2. 当社は、各優先株式の取得と引換えに、各優先株式</p>

<p>(新 設)</p>	<p><u>1株につき、各優先株式の発行価格相当額に、当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る優先配当金相当額を加えた額として、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。</u></p> <p><u>(普通株式を対価とする取得条項)</u></p> <p><u>第9条の9 当社は、各優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める期日をもって、当該期日に残存する各優先株式の全てを取得する。この場合、当社は、かかる各優先株式を取得するのと引換えに、各優先株主に対し、その有する各優先株式数に各優先株式1株当たりの発行価格相当額に当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る優先配当金相当額を加えた額を乗じた額を普通株式の公正な価格で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。各優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(株式の併合または分割等)</u></p> <p><u>第9条の10 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割を行わない。</u></p> <p><u>2. 当社は、優先株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p> <p><u>3. 当社は、優先株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p><u>4. 当社は、株式移転（当社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主および普通登録株式質権者には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、優先株主および優先登録株式質権者には優先株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の優先株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。</u></p> <p><u>5. 前項の規定に定めるときにおける優先配当金の調整については、各優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(自己の優先株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)</u></p> <p><u>第9条の11 当社が株主総会の決議によって特定の優先株主との合意により当該優先株主の有する優先株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該優先株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(優先順位)</u></p> <p><u>第9条の12 当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</u></p>

<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章の2 種類株主総会 (種類株主総会)</p> <p>第17条の2 第12条、第13条、第14条、第15条第1項、第16条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 第11条の規定は、毎年3月31日から3ヶ月以内に開催される種類株主総会について準用する。</p> <p>3. 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>4. 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>5. 当社が以下に掲げる行為をする場合において、優先株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議または取締役会決議に加え、優先株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる優先株主が存しない場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）</p> <p>(2) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>9</u>名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>11</u>名以内とする。</p>